

鏡野町全国大会等出場者激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鏡野町（以下「町」という。）が国若しくは県を代表して国際大会や全国大会に出場することを認められ、又はそれらの大会で顕著な成績をあげた優秀選手等に対し、激励金を交付することにより、鏡野町の競技スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(激励金の交付対象者)

第2条 激励金の交付を受けることのできる者は、町内に住所を有する者で次のとおりとする。

- (1) 国若しくは県レベルの競技団体が開催する予選会又は選考会を経た者
- (2) 国民体育大会の要綱に記載される監督及びコーチ

2 団体競技における激励金交付対象人員の取扱い

団体競技の場合の対象者は、大会要綱に定められている員数以内とする。

(激励金の交付対象となる大会)

第3条 激励金の交付対象となる大会は、次のとおりとする。

- (1) 財団法人日本スポーツ協会若しくは同協会へ加盟している競技団体が主催する全国規模以上の大会、又はそれらの団体から推薦を受けて出場する国際大会
- (2) 前号以外の大会については、教育委員会で大会の内容を精査し、特に交付対象と認める大会。

(激励金の金額)

第4条 激励金は、次の表に定める額以内とし、町が決定する額とする。ただし、団体において、その人数が15人に満たないときは、個人の金額に人数を乗じた額とするが競技種目によってはその限りではない。

大会規模	激励金の金額
オリンピック	(別途町において審議し決定した額)
国際大会	個人 20,000円 団体 (別途町において審議し、決定した額)
全国大会	個人 10,000円 団体 100,000円

(激励金の申請等)

第5条 激励金の交付を受けようとする団体又は個人は、所定の申請書に次の書類を添えて鏡野町教育委員会に提出するものとする。ただし、国民体育大会出場者についてはこの限りでない。

- (1) 大会要綱
- (2) 予選大会要綱及びその結果
- (3) 選手名簿
- (4) その他鏡野町教育委員会が指示する書類

2 鏡野町教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、激励金を交付するものとする。

(その他)

第6条 激励金の交付を受けた者は、大会終了後1箇月以内に大会結果を報告しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。